

An aerial photograph of a winter landscape. In the background, a large, snow-covered mountain (Mount Yamanote) rises against a clear blue sky. The middle ground shows a town with various buildings and a winding river. In the foreground, a yellow bridge spans a river. The text is overlaid on a white rectangular box in the center.

2026/7/14
ニセコ町水道水源保護地域に関する訴訟の和解成立について

ニセコ町長 田中 健人

事件の概要：これは何をめぐる裁判だったのか

水源保護そのものではなく、水源保護地域内の土地所有権をめぐる裁判です。

概要

対象地は、町が平成25年に正規の売買契約で取得した、水道水源保護地域内の土地です。

町の立場

町民の暮らしを支える
水道水源を守るため、
適法に取得し、保全してきた土地

相手方の訴え

過去の取引に問題があるとして、
町に対して、所有権移転登記を
求めたもの

つまり本件は、「水源地を町が守れるか」に直結する、土地所有権の紛争でした。

争いの構造：町は過去取引の当事者ではありません

問題とされたのは、町が取得する前、さらに前の取引関係でした。

構造



相手方が問題にした過去の範囲

町が現在、守るべき公共財

町は、問題とされた過去の取引に直接関与していない「善意の第三者」でした。

この点が、一審と控訴審で大きな争点になりました。

一審敗訴の要因：町に「知り得ない過去」の証明が求められた

4代前の取引が問題ないことを、現在の所有者である町が証明する構造になりました。

一審

求められた証明

町が土地を取得するより前はるか前の、4代前の取引について、町側が問題のない取引だったことを証明するよう求められました。



町にとっての問題

善意の第三者である町が直接知り得ない過去を証明することは、事実上、不可能でした。

いわゆる「悪魔の証明」に近い構造が、一審で町に極めて不利に働きました。

昨年10月時点での控訴審の経過：弁論終結済、極めて厳しい状況

2025年10月時点では、控訴審においても弁論が終結し、相手方から5億円の和解金が表示されていた

控訴審

求められた証明

一審と同様の構図
二セコ町にとっては、
極めて厳しい状況（敗訴濃厚のため、相手方から和解金5億円が表示されていた）



方針の再構築

事件全体を再精査。
立証責任を再整理し、相手方の代表者資格の方法の不備など、第一審と別の主張や重複して争点を組み直していった

町民の皆さまから負託を受けて、**2025年10月に町長に就任して、真っ先に本件の対応に注力し、陣頭指揮を取った**対策の専門チームを立ち上げ、外部の有識者とも相談をし、あらゆる方向性から再検討し、当時示されていた**5億円の和解案以外の道がないかを模索**しました。

昨年10月以降の控訴審で、町が立て直した2つの論点

一審の前提をそのまま受け入れず、法律上の争点を組み直し、和解協議において主張を繰り返す

控訴審

反論1：立証責任

「過去の取引が違法・不適法だった」と主張するなら、その事実は相手方が証明すべき

取引が違法・無効であると主張する相手側が、その事実を証明すべきであると、第一審での内容を正面から問い直した

反論2：当事者適格

そもそも相手方に、この訴えを起こす法的資格を有しているのか

相手方の会社の代表者資格や代表者就任登記の方法を含め、本件訴訟の当事者としての適格性があるのかを厳しく追求

大きくはこの2点が、従前の厳しい状況から一転して、**弁論再開（2025年12月22日）という結論に至り、最終的な裁判所からの和解条件に大きな影響を与えたもの**と考えております。

控訴審裁判所の動き：弁論再開から、訴えを「却下」の方向性

町側主張を受け、裁判所は改めて審理。その後、和解不成立なら、当事者適格を理由とする「却下」する方向での心証が示された。

裁判所の動き

弁論再開

2025年12月

改めて審理

町側主張を検討

却下の方向

当事者適格に不備

ただし、土地の所有権について、
の判断を示すものではないため
再提訴の可能性

「却下」は門前払いであり、町にとっては勝訴の一種。しかし、相手側が不備を修正し、再提訴する可能性が残る

「却下」だけでは、土地の所有権の中身まで確定する判断ではないため、水源地を守るといふ目的から考えると不安定な状況が続く

「却下」だけでは、問題が完全に終わるとは限らない

形式的には、町にとって有利であったが、手続き上の不備を直して、再提訴（第一審からやり直す）される余地、上告の可能性が残っている

判決後のリスク

費用

**数百万円の
追加費用**

再び第一審から応訴する弁護士費用
役場事務負担を含めると
数百万円以上の費用がかかる

勝率

**勝訴の自信はあった
ただし、裁判に
100%確実はない**

一審判決の経験から、司法判断の
不確実さ、再び二セコ町にとって
不利な状況になりうる
可能性はゼロではない

時間

**最短でも2年以上の
歳月が見込まれる**

水源地を守るという意味において、
解決までの町民の不安や、行政負
担が続く状況の長期化

判決まで進み、町に有利な結論を得る見通しを持っていたものの、判決後に上告や、差戻し再提訴となれば、上記のリスクがある。本来の「町民の大切な水源を守る」という目的において、再提訴があった場合に勝訴に必要な追加費用以下「150万円」の負担で、土地の所有権を即時確定し、将来の紛争リスクを解消し、裁判を完全に終わらせることができる「和解」を総合的に判断した。

裁判所から示された和解案

従前に相手方から示された和解案とは異なる性質であり、今回の裁判所からの和解勧誘は、双方の終局的解決を狙った合理的な計らいと受け止めている

和解案の内容

所有権

ニセコ町の所有であることを認める

最大の目的であるニセコ町の水源地の保全及び維持の確認

和解金

**ニセコ町が
150万円を支払う**

当初和解案の5億円や、訴訟を続ける場合のコストと比べてても、合理的な水準

その他

**本件に関する請求の放棄
和解条項以外の債権債務
がないことの確認**

町に落ち度はないことを確認し、将来の紛争リスクを解消し、裁判を完全に終わらせることができる内容

今回の裁判所からの和解案には、行政には責任や落ち度がないことが明記されていました。裁判で「勝った」という形や名誉を得ることよりも、一日も早く土地の所有権を最小限の追加費用で確定させ、将来にわたって貴重な水道水源を守り、町民の皆さまに安心していただくことを大切にしたいと考えました。

署名への感謝

町内はもとより、全国各地から、合計で219,438筆の署名をお寄せいただきました

署名の内訳

総署名数

219,438筆

町内住所

2,876筆

町外住所

216,562筆

町が水源を守るために最後まで全力で主張を尽くす上で、署名や励ましの声などは、大きな支えとなりました。町民の皆さま、全国の皆さまに、改めて心から御礼を申し上げます。